

「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」について

平成 27 年 4 月 1 日に「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」が一部改正された。このなかで地域公共交通会議の設置目的として以下を協議することが示されている。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

地域公共交通会議においては、地域住民の生活に必要な乗合旅客輸送の確保、利便性の向上を図るため、責任ある議論が行われることが求められる。その際、路線定期運行を中心に整合性のとれた地域交通ネットワークが構築されるよう留意する必要がある。

(2) 自家用有償旅客運送の必要性 及び 旅客から収受する対価に関する事項

① 市町村運営有償運送の必要性

市町村運営有償運送は、バス等の公共交通機関が不在の場合、又はバス等の公共交通機関のみによっては、住民に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、それらを補完するための手段として、当該地域における必要性が認められるものでなければならない。必要性の判断に当たっては、地域の関係者からなる地域公共交通会議において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため責任ある議論が行われることが求められる。

② NPO等による自家用有償旅客運送の必要性

NPO等による自家用有償旅客運送は、タクシー等の公共交通機関のみによっては、交通空白地における住民又は身体障害者や要介護者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、それらを補完するための手段として、当該地域における必要性が認められるものでなければならない。なお、地域公共交通会議を設置している地方公共団体にあつては、新たに運営協議会を設置することなく、地域公共交通会議において必要性の判断に当たって議論を行うことができるものとする（国立市は既に多摩地域 26 市町村が共同で設置した運営協議会に入っている）。

(3) その他これらに関し必要となる事項

輸送サービスの変更等交通会議が必要と認める事項について協議を行う。



地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより、地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

(⇒詳細は参考資料 1 を参照)